

地水火風 93

牧野恒一

浜岡原発の運転差し止め訴訟判決を考える（1）

10月26日、「東海地震の震源域の直上にある浜岡原発は来るべき東海地震に耐えられず危険」として住民等から出されていた1～4号機の運転差し止め訴訟に、静岡地裁で、請求棄却の判決が出た。原告側は控訴するという事なので、この判決で議論に結論が出たわけではない。だが、判決自体は、原告・被告両サイドから求められて意見を述べた多くの地震学や工学の専門家の証言も踏まえたもので、原発の耐震安全性を考える上で大変参考になる。今回は、この判決について考えてみたい。

【訴訟の概要】

この訴訟は、東海地震に対する浜岡原発の安全性に疑問を持つ住民等が原告となり、平成15年7月に、浜岡原発1～4号機（平成17年運転開始の5号機は訴訟対象外）の運転差し止めを求めて提訴したものだ。東海地震が発生すると、原子炉施設の重大事故が発生する可能性が極めて高く、放射線被曝を受ける極度の危険にさらされ、また、事故や被害発生不安がない安全かつ平穏な暮らしを享受する権利を侵害されていると主張している。

【判決の概要】

これに対する判決は、「請求棄却」。理由は「判決骨子」を勝手にまとめると、以下のようなものだ。

- ① 原子炉施設の設置、設計及び運転は各種の審査基準に適合
- ② 安全評価審査指針が定める単一故障の仮定による安全評価の方法は妥当
- ③ M8.4の安政東海地震、M8.5の南海トラフ沿いの地震、想定東海地震と東南海・南海地震の連動発生まで考慮した旧指針の基準地震動の考え方は妥当
- ④ 中央防災会議のモデル（平成13年見直し後）は妥当で、それ以上に震源断層面の深さを浅く想定したり、アスペリティ（特に強く揺れる部分）を原子炉直下に想定したりする検討は不要
- ⑤ 改訂耐震設計審査指針（平成18年9月）は、旧指針に基づく安全評価を否定するものではない

⑥ 旧指針の基準地震動 S 1, S 2 は妥当

⑦ 浜岡原発の原子炉施設の耐震安全性は、中央防災会議のモデルに基づく地震動の応答値が S 1、S 2 を十分下回り、設計上の安全余裕度が十分確保されているため、想定東海地震だけでなく、想定東海地震と東南海・南海地震とが連動した場合の地震動に対しても確保されていると認められる

⑧ 地盤の安全性は確保

⑨ SCC（応力腐食割れ）に対しては、現行の点検・検査と交換の体制で十分

⑩ 配管の減肉現象、疲労、中性子照射脆化に対しては、現行の抑止、点検・検査、管理体制で十分

以上から、「よって、本件原子炉施設の運転によって、原告らの生命、身体が侵害される具体的危険があるとは認められない。」という結論になっている。

判決の考え方を要約すれば、「東海地震についていろいろ新しい知見が出てきているが、それを加味しても以前の基準は妥当だ。その基準にパスした浜岡原発は、安全な場所に、十分な耐震性を持って作られているはずだ。経年劣化対策についても、現行の点検・管理体制で十分だ。いずれにしろ、運転を止めるほど危険ではない。」ということだ。中部電力の言い分や国の考え方をほとんど完全に認めたような論旨となっている。

判決のポイントは、「東海地震の新しい知見を加味しても旧基準は妥当」という部分だろう。

次回は、この判決の考え方について、検証してみたい。